鹿児島県鉄道整備促進協議会

鹿児島県在来線鉄道利活用支援事業実施要領

（目的）

第１条　鹿児島県内の在来線鉄道を利活用して，食や温泉などの「鹿児島のウェルネス」（「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源）を体験する旅行商品の造成を支援することにより，「鹿児島のウェルネス」の魅力を広く発信するとともに，地域住民や観光客における在来線鉄道の利用促進を図る。

（対象者）

第２条　補助金の交付の対象は，旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条に基づく登録を受けている旅行業を営む者とする。

（要件）

第３条　補助の対象となる事業は，次の(1)，(2)のいずれにも該当し，鹿児島県鉄道整備促進協議会会長（以下「会長」という。）が，県内の在来線の利活用促進に資すると認めた事業とする。

ただし，他の補助金又は助成金の交付を受けて実施する事業を除くものとし，本事業において１度補助金の交付を受けた商品については，対象外とする。

1. 別表１にある県内における在来線鉄道の運行区間の中で，少なくとも一部区間利用する旅行商品であること。

(2) 別表２にある「鹿児島のウェルネス」を，少なくとも一つ体験する旅行商品であること。

（補助の内容）

第４条　補助の対象となる経費及び補助限度額は別表３のとおりとする。

２　交付決定を受けた後に補助対象経費の額が減額した場合は，当該補助金を減ずるものとする。

３　交付決定を受けた後に補助対象経費の額が増額した場合においても，補助金の額を増額することはできない。

（補助の申請）

第５条　申請者は，事務局が定める募集期間内に，次の書類を会長に提出するものとする。

(1) 補助申請書（第１号様式）

(2) 関係書類（企画書，対象経費の根拠となる見積書等の写し）

（補助金交付決定）

第６条　会長は，別に定める審査基準に基づき審査をし，採用の可否を決定し，その旨を申請者に，補助決定通知書（第２号様式）又は不採択通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた申請者は，旅行商品の全催行が終了したときは，次の書類を会長に提出し，その実績を報告しなければならない。

(1) 実績報告書（第４号様式）

(2) 補助金支払請求書（第５号様式）

(3) 関係書類（対象経費の支出に係る領収書等の証拠書類，送客実績集計表又は参加者名簿，通帳の写し及び作成したチラシ等成果品）

２　前項の報告は，旅行商品の全催行終了の日から起算して３０日以内に行わなければならない。

（補助金の支払）

第８条　会長は，前条の報告があったときは，その内容を審査のうえ，適当と認めたときは，支払いを行うものとする。

（補助金交付の条件）

第９条　実績報告書は，旅行商品の全催行終了日から３０日以内に，以下の書類を添付の上，提出すること。

(1) 補助対象経費の支出に係る領収書等の証拠書類

(2) 送客実績を確認できる書類（参加者名簿，商品コード番号を付した自社様式の送客実績集計表など実績を確認できる書類に自社の内容証明印を押印したもの等）

(3) 通帳の写し

(4)作成したチラシ等成果品

＜作成するチラシ等について＞

1. 品名（タイトル）②催行期間③旅行代金④旅行代金に含まれるもの（ＪＲ券代，お弁

当代等）⑤募集人数（又は最小催行人員）⑥旅程を明記する。また，写真（鉄道と「鹿児島のウェルネス」に関連する写真をそれぞれ１枚以上）を挿入する。

２　補助金の確定は，前項⑴の実績報告書及び請求書の受理，内容審査後とし，支払は指定口座への振り込みとする。

３　申請時点における企画内容等を変更する場合は，速やかに本協議会へ連絡するものとする。

４　前項⑶の変更連絡を故意に怠った場合，本補助金交付の条件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合，又は虚偽の申請及び終了報告を行った場合は，補助金額の減額，補助金交付決定の取消し，又は既に支払っている場合は補助金額の全部又は一部の返還を求めることがある。

なお，天変地異その他，申請者の責に帰することのできない理由がある場合は，この限りではない。この場合における助成額及び事業内容の変更は，申請者と協議会が協議して定めるものとする。

（その他）

第10条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は，平成３１年４月８日から施行する。

別表１

◇県内における在来線鉄道の運行区間について

|  |  |
| --- | --- |
| 路線名 | 本県内の運行区間 |
| ＪＲ鹿児島本線 | 鹿児島中央～川内 |
| ＪＲ指宿枕崎線 | 鹿児島中央～枕崎 |
| ＪＲ日豊本線 | 鹿児島中央～財部 |
| ＪＲ肥薩線 | 隼人～吉松 |
| ＪＲ吉都線 | 吉松～鶴丸 |
| ＪＲ日南線 | 志布志～大隅夏井 |
| 肥薩おれんじ鉄道 | 川内～米ノ津 |

別表２

◇「鹿児島のウェルネス」（「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源）について

次の表に該当するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 気候・自然・景観 | 温泉・食 | 健康づくり等 | その他 |
| 自然公園  花火大会  洞窟・鍾乳洞  星空  動植物公園・水族館  ホタル  展望所・橋・海岸線・滝・渓谷  神社・仏閣  花木の名所  巨木・古木  イルミネーション | 温泉  特産品(農産物・農産加工品)  特産品(畜産物・畜産加工品)  特産品(水産物・水産加工品)  特産品(菓子類)  ミネラルウォーター  朝市  観光農園・牧場・漁業  郷土料理・郷土菓子  農林漁業体験民宿 | レジャーランド・レクリエーション公園  青年の家・少年自然の家  ゴルフ場  プール施設  スポーツイベント  スポーツ体験(マリン・スカイスポーツ，乗馬，グラススキーなど)  自然体験(遊歩道，カヌーめぐりなど)  サイクリングコース | 文学碑  民俗芸能  記念像・モニュメント  展示施設  伝統的工芸品  テーマパーク  産業観光施設(製造工程見学)  行事・イベント(スポーツイベント除く)  文化財・遺跡  コンベンション施設  会長が認めるもの |

別表３

◇補助対象経費について

旅行商品のプロモーション経費（チラシ，パンフレット等の印刷製本費や広告制作費等）の

１／２以内とし，１申請当たり５０万円を限度額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| プロモーション媒体 | 補助対象経費 |
| 紙（チラシ，パンフレット等） | 印刷製本費，制作費 |
| 新聞 | 掲載費，記事制作費 |
| Ｗｅｂ（ホームページ，バナー広告等） | 掲載費，記事・広告制作費 |
| ＣＭ（テレビ，ラジオ） | 放映料，ＣＭ制作費 |

※　その他事業内容を精査の上会長が必要と認める経費。

※　ホームページの管理費等経常的に要する経費及び直接的に事業に必要ないと判断される経費は対象外。